

入会希望の方へ

この度はご入会のお問い合わせをいただきまして誠にありがとうございます。
本会への入会は、下記の所定の手続きをしていただいた上で入会することができます。

《入会の流れ》

岡山県事務局より入会（受領委任取扱い）書類を送付。

↓
入会（受領委任取扱い）書類記入後、当会館まで書類を持参または郵送してください。

※面談時に持参していただいても結構です。

持参の場合：印鑑を持参ください。（その場で訂正が出来るように）

郵送の場合：不備がないようにお願いします。

↓
役員面談

理事会までに面談を済ませてください。

希望日をお知らせください。日程を調整します。

↓
理事会承認

入会承認書を送付します。

↓
入 会

※入会金・年会費は入会日までに納入をお願いします。

《施術管理者の方は》

※実務経験 1 年以上

特例措置：平成 30 年 3 月に免許取得した方は、届出 1 年以内に合計 7 日間相当
(1 日あたり 7 時間程度) の実務研修が必要。

※研修の受講 16 時間以上 2 日間程度（届出から 1 年以内に受講すること）

上記条件を満たしている方は

開設届の写しを当会事務局へ提出後、受領委任取扱いの届出をします。

↓
施術機関コード・登録記号番号発行（番号が決定するまでに 1 ヶ月くらいかかります）

↓
申請書の提出

・受領委任取扱いに係る登録を行い、登録年月日以降、受領委任の取扱いが認められます。療養費支給申請書の提出は、受領委任の登録記号番号が発行されてからになりますので、ご注意ください。

入会（受領委任取扱い）に必要な届出書類

《事務局経由で届出するもの》

(公社) 岡山県柔道整復師会	入会申込書 (顔写真1枚: サイズ縦4.5 cm×横3.5 cm) 柔整師免許証の写し 施術所の平面図、周辺の地図 保健所届出の写し(受領印があるもの) 郵便局口座(通帳の写し) 銀行口座(通帳の写し) 入会金他費用
(公社) 日本柔道整復師会	入会申込書 柔整師免許証の写し 入会金免除申請書(特会員)
中四国厚生局岡山事務所 開設者と施術管理者が異なっている場合	確約書 施術所の届け出(様式第2号) 保健所への届け出の写し(受領印があるもの) 柔整師免許証の写し 施術管理者届 同意書(様式第2号の2)
岡山県国民健康保険団体連合会 開設者と施術管理者が異なっている場合	診療(調剤)報酬等受入金融機関指定(変更)届 委任状
岡山労働局 開設者と施術管理者が異なっている場合	申請書 指定・指名機関登録(変更)報告書 保健所への届け出の写し(受領印があるもの) 柔整師免許証の写し 様式第1号・第1号-2・第1号-3

《会員が直接行政等へ届出するもの》

保健所への開設届	写しを事務局へ提出
生活保護法指定申請書(市町村へ)	

《変更届》

変更があった場合、その都度、当会及び行政等へ届出る

入会金他費用

《入会金》

	正会員	賛助会員 (日整入会)	賛助会員 (日整入会しない)
岡山県柔道整復師会	100,000 円	30,000 円	30,000 円
日本柔道整復師会	10,000 円	10,000 円	
合 計	110,000 円	40,000 円	30,000 円

《年会費》

	正会員	賛助会員 (日整入会)	賛助会員 (日整入会しない)
岡山県年会費	30,000 円	10,000 円	10,000 円
互助会年会費	3,000 円	3,000 円	3,000 円
連盟年会費	4,000 円	4,000 円	4,000 円
中国ブロック年会費	3,000 円	3,000 円	3,000 円
日整年会費	21,000 円	21,000 円	
連盟年会費	7,000 円	7,000 円	
合 計	68,000 円	48,000 円	20,000 円

(その他、会員バッジ、用紙代等諸費用がかかります)

《定率会費》

保険取扱総額	率
0 ～ 1,200,000	1.20%
1,200,001 ～ 10,000,000	1.30%
10,000,001 ～ 20,000,000	1.40%
20,000,001 ～	1.50%

(平成30年4月1日現在)

新入会員および実績のない会員等については、前々年1月～12月分の保険取扱総額が確定するまでは前の月の保険取扱総額に対し、最低率を乗じた額とする。

前々年1月～12月分の保険取扱総額が確定したら、4段階に分け、所定の率を乗じた額とする。